

山口県報

平成21年
3月31日
(火曜日)

目 次

人委規則
 勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則……………一
 特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………一
 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………二
 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………二
 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………二
 職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則……………三
 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………三
 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………三
 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………七
 人委告示
 級別職務区分表に関する告示の一部改正……………七



勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十一号

勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則

勤務一時間当たりの給与額に関する規則（平成十三年山口県人事委員会規則第三号）

の一部を次のように改正する。

第一項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「及び組織犯罪対策課」を「組織犯罪対策課及び機動捜査隊」に改め、「警備課」の下に「警衛対策課」を加え、同項第四号中「第十六号」を「第十二号」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十二号とし、第十七号を第十三号とし、第十八号を第十四号とし、同項第十九号中「第十九号」を「第十七号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第二十号を第十六号とし、第二十一号から第二十三号までを四号ずつ繰り上げ、同条第二項第六号を削り、同項第七号中「前項第八号」を「前項第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「前項第九号」を「前項第八号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を削り、同項第十号中「前項第十号」を「前項第九号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十一号を削り、同項第十二号中「前項第十六号」を「前項第十二号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十三号中「前項第十七号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十四号中「前項第十八号」を「前項第十四号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十五号中「前項第十九号」を「前項第十五号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十六号中「前項第二十号」を「前項第十六号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十七号中「前項第二十一号」を「前項第十七号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十八号中「前項第二十二号」を「前項第十八号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十九号中「前項第二十三号」を「前項第十九号」に改め、同号イ中「前項第二十三号イ」を「前項第十九号イ」に改め、同号ロ中「前項第二十三号ロ」を

「前項第十九号口」に改め、同号八中「前項第二十三号八」を「前項第十九号八」に改め、同号を同項第十六号とし、同条第三項第六号イ中「及び八」を削り、同号口を削り、同号八中「(検視官を除く。)」を削り、同号八を同号口とし、同条第四項第五号イ中「二千五百円」を「三千二百円」に改め、同号口中「又は八」を削り、「二千五百円」を「三千二百円」に改め、同条第六項中「第十号」を「第八号」に改め、「、第十四号及び第十五号」を削り、同条第七項中「同項第十六号」を「同項第十二号」に、「第一項第十六号」を「第一項第十二号」に改める。

第十九条の二第一項第一号口中「半日勤務日(」を削り、「)第三条第八項に規定する半日勤務時間」を「。以下「学校職員勤務時間条例」という。第三条第八項の人事委員会規則で定める時間」に改め、「をいう。第四号及び第五号において同じ。)」を削り、同項第四号口及び第五号口中「半日勤務日」を「学校職員勤務時間条例第三条第八項の人事委員会規則で定める時間のみが割り振られている日」に改める。

附則
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一 研究職給料表の項中	百分の十
百分の十(職務の級四級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては、百分の十五)	に改める。

附則
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十四号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の口 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表第四号区分の項第四号中「級が」の下に「四級であつたものうち人事委員会の定めるもの又は」を加え、同表第五号区分の項第四号中「もの」の下に「(第四号区分の項第四号に掲げる者を除く。)」を加える。

附則
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三時間四十五分」を「三時間三十分」に改め、同条第三項及び第四項中「半日勤務時間の割振り変更」を「勤務時間の割振り変更」に改める。
第四条第一項中「おいては四十五分、八時間を超える場合においては」を「おいては、」に改める。
第七条の二第二項中「百六十時間」を「百五十五時間」に、「四十で」を「三十八・七五で」に改める。
第十条第三項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、「とし、半日に換算する場合は四時間をもって半日」を削る。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

職員 の 修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十六号

職員 の 修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員 の 修学部分休業に関する規則（平成十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「八時間」を、「七時間四十五分」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「人事課の調整監」の下に「主幹」を加え、「財政課の調整監、主任及び主任主事」を「財政課の企画監及び主任」に、「限る。」秘書課の主幹及び主任を「限る。」に改め、

産業技術センター	所長	次長	総務課長
			を削る。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十八号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第4条関係）

教育職給料表の適用を及ぼす別表の職務教育等教員特別手当

職級の区分	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
1	円 3,900	円 4,200	円 8,400	円 13,500
2	円 3,900	円 4,200	円 8,400	円 13,500
3	円 3,900	円 4,200	円 8,400	円 13,500
4	円 3,900	円 4,200	円 8,400	円 13,500
5	円 4,100	円 4,500	円 8,800	円 13,800
6	円 4,100	円 4,500	円 8,800	円 13,800
7	円 4,100	円 4,500	円 8,800	円 13,800
8	円 4,100	円 4,500	円 8,800	円 13,800
9	円 4,200	円 4,700	円 9,100	円 14,100
10	円 4,200	円 4,700	円 9,100	円 14,100
11	円 4,200	円 4,700	円 9,100	円 14,100
12	円 4,200	円 4,700	円 9,100	円 14,100
13	円 4,400	円 5,000	円 9,800	円 14,400
14	円 4,400	円 5,000	円 9,800	円 14,400
15	円 4,400	円 5,000	円 9,800	円 14,400
16	円 4,400	円 5,000	円 9,800	円 14,400
17	円 4,700	円 5,200	円 10,100	円 14,800
18	円 4,700	円 5,200	円 10,100	円 14,800
19	円 4,700	円 5,200	円 10,100	円 14,800
20	円 4,700	円 5,200	円 10,100	円 14,800
21	円 4,900	円 5,500	円 10,400	円 15,100
22	円 4,900	円 5,500	円 10,400	円 15,100
23	円 4,900	円 5,500	円 10,400	円 15,100
24	円 4,900	円 5,500	円 10,400	円 15,100
25	円 5,100	円 5,800	円 10,700	円 15,300
26	円 5,100	円 5,800	円 10,700	円 15,300
27	円 5,100	円 5,800	円 10,700	円 15,300
28	円 5,100	円 5,800	円 10,700	円 15,300

任用教職以上の 再任用者以外		教職	
29	5,400	77	8,100
30	5,400	78	8,100
31	5,400	79	8,100
32	5,400	80	8,100
33	5,600	81	8,200
34	5,600	82	8,200
35	5,600	83	8,200
36	5,600	84	8,200
37	5,800	85	8,400
38	5,800	86	8,400
39	5,800	87	8,400
40	5,800	88	8,400
41	6,100	89	8,500
42	6,100	90	8,500
43	6,100	91	8,500
44	6,100	92	8,500
45	6,300	93	8,700
46	6,300	94	8,700
47	6,300	95	8,700
48	6,300	96	8,700
49	6,600	97	8,800
50	6,600	98	8,800
51	6,600	99	8,800
52	6,600	100	8,800
53	6,800	101	9,000
54	6,800	102	9,000
55	6,800	103	9,000
56	6,800	104	9,000
57	7,000	105	9,100
58	7,000	106	9,100
59	7,000	107	9,100
60	7,000	108	9,100
61	7,200	109	9,200
62	7,200	110	9,200
63	7,200	111	9,200
64	7,200	112	9,200
65	7,400	113	9,200
66	7,400	114	9,200
67	7,400	115	9,200
68	7,400	116	9,200
69	7,700	117	9,400
70	7,700	118	9,400
71	7,700	119	9,400
72	7,700	120	9,400
73	7,900	121	9,500
74	7,900	122	9,500
75	7,900	123	9,500
76	7,900	124	9,500

再任用教員	125	9,600	13,400		
	126		13,400		
	127		13,400		
	128		13,400		
	129		13,600		
	130		13,600		
	131		13,600		
	132		13,600		
	133		13,700		
	134		13,700		
	135		13,700		
	136		13,700		
	137		13,900		
	138		13,900		
	139		13,900		
	140		13,900		
	141		14,000		
	142		14,000		
	143		14,000		
	144		14,000		
	145		14,100		
	146		14,100		
	147		14,100		
	148		14,100		
	149		14,100		
再任用教員		6,300	7,700	10,100	12,900

別表第二(第4条関係)
教育職給料表(一)の適用を受ける者の
義務教育等教員特別手当月額表

教育職の区分	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
1	3,900	5,000	10,100	13,500
2	3,900	5,000	10,100	13,500
3	3,900	5,000	10,100	13,500
4	3,900	5,000	10,100	13,500
5	4,100	5,200	10,400	13,800
6	4,100	5,200	10,400	13,800
7	4,100	5,200	10,400	13,800
8	4,100	5,200	10,400	13,800
9	4,200	5,500	10,700	14,100
10	4,200	5,500	10,700	14,100

11	4,200	5,500	10,700	14,100
12	4,200	5,500	10,700	14,100
13	4,400	5,800	11,100	14,400
14	4,400	5,800	11,100	14,400
15	4,400	5,800	11,100	14,400
16	4,400	5,800	11,100	14,400
17	4,700	6,000	11,400	14,800
18	4,700	6,000	11,400	14,800
19	4,700	6,000	11,400	14,800
20	4,700	6,000	11,400	14,800
21	4,900	6,200	11,700	15,100
22	4,900	6,200	11,700	15,100
23	4,900	6,200	11,700	15,100
24	4,900	6,200	11,700	15,100
25	5,100	6,600	11,900	15,300
26	5,100	6,600	11,900	15,300
27	5,100	6,600	11,900	15,300
28	5,100	6,600	11,900	15,300
29	5,400	7,100	12,200	15,500
30	5,400	7,100	12,200	15,500
31	5,400	7,100	12,200	15,500
32	5,400	7,100	12,200	15,500
33	5,600	7,400	12,600	15,800
34	5,600	7,400	12,600	15,800
35	5,600	7,400	12,600	15,800
36	5,600	7,400	12,600	15,800
37	5,800	7,700	12,900	15,900
38	5,800	7,700	12,900	15,900
39	5,800	7,700	12,900	15,900
40	5,800	7,700	12,900	15,900
41	6,100	8,300	13,200	16,200
42	6,100	8,300	13,200	16,200
43	6,100	8,300	13,200	16,200
44	6,100	8,300	13,200	16,200
45	6,300	8,600	13,500	16,500
46	6,300	8,600	13,500	16,500
47	6,300	8,600	13,500	16,500
48	6,300	8,600	13,500	16,500
49	6,600	8,900	13,700	16,800
50	6,600	8,900	13,700	16,800
51	6,600	8,900	13,700	16,800
52	6,600	8,900	13,700	16,800
53	6,800	9,600	14,000	17,100
54	6,800	9,600	14,000	17,100
55	6,800	9,600	14,000	17,100
56	6,800	9,600	14,000	17,100
57	7,000	9,900	14,200	17,400
58	7,000	9,900	14,200	17,400

再任用職員以上の職員	
59	7,000
60	7,000
61	7,200
62	7,200
63	7,200
64	7,200
65	7,400
66	7,400
67	7,400
68	7,400
69	7,700
70	7,700
71	7,700
72	7,700
73	7,900
74	7,900
75	7,900
76	7,900
77	8,100
78	8,100
79	8,100
80	8,100
81	8,200
82	8,200
83	8,200
84	8,200
85	8,400
86	8,400
87	8,400
88	8,400
89	8,500
90	8,500
91	8,500
92	8,500
93	8,700
94	8,700
95	8,700
96	8,700
97	8,800
98	8,800
99	8,800
100	8,800
101	9,000
102	9,000
103	9,000
104	9,000
105	9,100
106	9,100
107	9,100
108	9,100
109	9,200
110	9,200
111	9,200
112	9,200
113	9,200
114	9,200
115	9,200
116	9,200
117	9,400
118	9,400
119	9,400
120	9,400
121	9,500
122	9,500
123	9,500
124	9,500
125	9,600
126	9,600
127	9,600
128	9,600
129	9,700
130	9,700
131	9,700
132	9,700
133	9,800
134	9,800
135	9,800
136	9,800
137	9,900
138	9,900
139	9,900
140	9,900
141	9,900
142	9,900
143	9,900
144	9,900
145	10,100
146	10,100
147	10,100
148	10,100
149	10,200
150	10,200
151	10,200
152	10,200
153	10,300

加 増 課 税 中				
	6,300	7,700	10,100	12,900

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山 口 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第十九号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第四条第二項中「三時間三十分」を「三時間十五分」に改め、同条第三項及び第四項中「半日勤務時間の割振り変更」を「勤務時間の割振り変更」に改める。

第八条の二第一項中「百六十時間」を「百五十五時間」に、「四十で」を「三十八・七五で」に改める。

第十一条第三項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、「とし、半日に換算する場合は四時間をもって半日」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県人事委員会告示第一号

級別職務区分表に関する告示（昭和六十年山口県人事委員会告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

山 口 県 人 事 委 員 会

行政職給料表級別職務区分表六級の項中「産業技術センター次長」を削り、「水産研

究センター次長」を「水産研究センター次長」に、「及び美祢土木事務所長」を「美祢土木事務所長、長門土木建築事務所長及び萩土木建築事務所長」に改め、同表七級の項中「下関水産振興局長」を「下関水産振興局長、水産研究センター所長」に、「及び美祢土木事務所長」を「美祢土木事務所長、長門土木建築事務所長及び萩土木建築事務所長」に改める。

公安職給料表級別職務区分表五級の項中「告訴指導官」を「告訴指導官、検視官」に、「交通事故捜査指導官」を「被害者連絡調整官、交通事故事件捜査統括官」に改め、同表七級の項中「犯罪被害者対策室長」を「取調べ監督管理室長」に改め、「機動捜査隊長」及び「能率管理官」を削り、「告訴指導官」を「告訴指導官、統括検視官」に、「交通事故捜査指導官」を「被害者連絡調整官、交通事故事件捜査統括官」に改める。

研究職給料表級別職務区分表三級の項中「技術専門員」を削り、同表四級の項及び五級の項を次のように改める。

四 級	知事の事務部局	主幹 美術館副館長 学芸専門監 環境保健センター企画情報室長 環境保健センター部長 環境保健センター副部長 農林総合技術センター農業技術部相きつ振興センター所長 農林総合技術センター室長（林業技術部林業研究室長を除く） 農林総合技術センター林業技術部林業研究室長（特に認めるもの） 農林総合技術センター調整監 水産研究センター企画情報室長 専門研究員（特に認めるもの）
各 部 局	警察本部	博物館副館長 文書館副館長 専門学芸員（特に認めるもの） 専門研究員（特に認めるもの） 専門研究員（特に認めるもの）
		主幹 専門研究員（特に認めるもの）
		三級の項に掲げる職で特に認めるもの

平成二十一年三月三十一日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

五級			
各 部 局	警 察 本 部	教 育 委 員 会 の 事 務 部 局	知 事 の 事 務 部 局
四級の項に掲げる職で特に認めるもの	科学捜査研究所長	博物館長	美術館長 環境保健センター所長